

# 全国歯科医師会保研会報

95号 2024.10



第95回 通常組合会(7月28日)

## 第95回通常組合会

# 令和5年度事業報告、歳入歳出決算を承認

令和6年7月28日（日）午後1時10分より、トラストシティカンファレンス・丸の内（丸の内トラストタワーN館11階R o o m2+3+4）にて、第95回通常組合会が開催された。

山田雅敏議長の挨拶の後、森秀司副理事長の開会の辞へと続き、議事録署名人には京都府支部の鈴木邦亮議員が指名された。



続いて物故組合員に対する黙祷を行い、今年1月に105歳でご逝去された長野県支部の布施 祐一先生をはじめ、1種組合員14名、2種組合員2名、3種組合員4名、後期高齢者の1種組合員22名、各組合員の家族6名のご冥福をお祈りした。

三塚憲二理事長の挨拶の後、令和5年度事業報告が行われ、議事に入り令和6年度補正予算案、令和5年度歳入歳出決算、令和5年度決算剰余金の処分、組合同約の一部改正案、積立金の処分について、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。



森副理事長



山田議長



岡副議長



春日副理事長

## ■理事長挨拶

皆様方、こんにちは。本当に暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。組合会はちょうど節目の時期を迎えております。今日、いろんな問題点がございまして、いろんなご意見をいただきたいという風に思っております。

岸田内閣が令和5年に「異次元の少子化対策」に取り組むと表明し、検討、議論を重ねてきた「少子化対策関連法案」が一年の経過を経て先日の国会で成立しました。これは公的医療保険料に上乗せて、幅広い世代から徴収する、「子供・子育て支援金」を令和8年度に創設することになりました。児童手当や育児休業給付の拡充に支援金を充てることとなります。

支援金は令和8年度に総額6千億円を徴収し、順次引き上げ、令和10年度に1兆円とすることになりました。政府は支援金を巡り、社会保障の歳出削減の範囲内で構築するため、「実質的な負担は生じさせない」と繰り返し主張していますが、その歳出削減の具体策には、まったく踏み込んでおらず、医療保険の目的外使用という不安感は払拭されず、引き続き注視する必要があります。

さて、当組合は令和6年度より国庫補助率16%組合となり、国庫補助金が大幅に減額されることとなりました。今後は療養給付費の増額、支援金等の増額、さらに新たな支援金の新設も見込まれています。また、今後の所得調査によっては、13%になることも予測され、より厳しい組合運営を強いられることとなります。そこで

将来に向けて持続可能な、より透明感の高い組合組織の構築・運営をはかるために、報酬審議会を設置し、執行部内に保険料検討会と嘱託職員就業規程検討会を設置しました。

報酬審議会では、役員報酬は、現行の東京事務所への出勤回数に応じた評価ではなく、役職に応じた職責に対する評価であるべきとし、現行とは大きく乖離した答申となりました。また、三役及び会計担当常務理事に対し、その労力と執務を正當に評価するために執務手当を新設しました。

保険料検討会では、国庫補助金が更に減額されても、持続可能な組合運営をはかるために多岐にわたり検討を加えております。そこで、令和7年度からは、徴収保険料の75%は均等割、25%は所得割と定め、それに伴う均等割の各組合員の徴収比率も、1種本人：1、2種本人：1.5、3種本人：1、家族：0.7と規定、さらに所得割の上限額を1億円とするなど、組合運営の将来に向けて大きく舵を切っているため、組合員の皆様のご理解を求めたいと思っております。

また、嘱託職員就業規程検討会では、現行の規程の問題点などを確認し、労働関係法令に準じた就業規程等を検討し、このように透明感の高い将来に及ぶ安定した組合運営をはかるために、組合員には厳しい環境の理解と協力を強いる改正となっております。

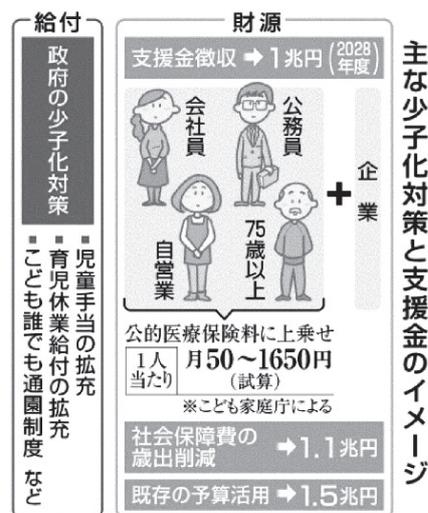
基本的に私達は被保険者から保険料を集めることで給付の財源としていますが、私達が保険料を集める目的は、保険料を納めている組合員とその家族の健康を守るためのものであり、そのことが事業主にとって受益となっているべきものであります。従って、私達の行っている保健事業は医療費を削減するためのものではなく、保険料を納付している被保険者のために行っているべきものであるとの原点に立ち戻って、厳しい組合運営を組合員の皆様と打破していく所存でございます。

ぜひ皆様方のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

## 三塚理事長



三塚理事長



## 令和5年度事業報告

小山専務理事が事業報告を行った。



小山専務理事

### I 事業報告

#### 1. 国庫補助率（定率分）

平成30年度の所得調査により令和5年度の国庫補助率は以下のとおりとなった。

		令和5年度
医療分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	13.0%
介護納付金分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	16.1%
後期高齢者支援金分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	16.1%

#### 2. 保険料について

##### (1) 保険料の改定

- ・後期高齢者支援金等賦課額について、月額3,400円を4,300円に改定
- ・介護納付金賦課額について、月額3,900円を4,700円に改定

(2) 令和5年11月30日時点で組合に加入する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料還付

(3) 産前産後期間相当分の保険料軽減措置実施のため組合同規約改正

(4) 令和6年1月1日の能登半島地震により被災された被保険者の保険料免除

#### 3. 保険給付について

##### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（国庫補助対象）

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われときに、療養のため労務に服することができなかったことにより、給与等の全部又は一部を受けることができなかった場合、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給（令和5年5月7日までの感染者が該当）

(2) 出産育児一時金について、420,000円を500,000円に改定

(3) 令和6年1月1日の能登半島地震により被災された被保険者の一部負担金免除

#### 4. 保健事業について

##### (1) 特定健診

ICT（PC・スマートフォン）を活用した特定保健指導も実施した。

##### (2) 歯科健診

対象者は、被保険者（家族は健診時18歳以上の者）及び後期高齢者の1種組合員。

ただし、1種組合員及び後期高齢者の1種組合員は問診票の記入のみとした。

健診を実施した1種組合員及び後期高齢者の1種組合員に歯科健診文書料及び指導料として一人当たり1,000円を交付した。

##### (3) 節目健診

新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、令和4年度該当者に対しては、1年間期間延長した。

#### 5. その他

##### (1) 被保険者証の更新

(2) 新型コロナウイルス感染症対策で、会議等開催をWEB会議のほか、ハイブリッド会議等に対応した。

組合会（会場開催2回）

理事会（会場開催3回、ハイブリッド開催2回、WEB開催1回）

常務会（会場開催2回、ハイブリッド開催2回）

職員事務研修会（会場開催1回）

事務局連絡月例会（WEB開催10回）

6. 令和5年度単年度収支

単年度差引残高は、782,698,292円の黒字となった。

<内訳>

歳入（歳入合計－繰越金－繰入金）	20,667,550,941円
歳出合計	19,884,852,649円
	782,698,292円

以下、令和5年度の事業計画に沿って報告する。

## II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数（平均）

種別		令和5年度	令和4年度	伸び率
組合員	1種	10,641	10,887	▲ 2.26
	2種	1,546	1,487	3.97
	3種	28,256	27,938	1.14
	計	40,443	40,312	0.32
家族	1種	17,392	17,994	▲ 3.35
	2種	1,112	1,107	0.45
	3種	3,930	4,016	▲ 2.14
	計	22,434	23,117	▲ 2.95
合計	1種	28,033	28,881	▲ 2.94
	2種	2,658	2,594	2.47
	3種	32,186	31,954	0.73
	計	62,877	63,429	▲ 0.87

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者（平均）

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	3,552	-	6,509	1,191
	2種	52	-	603	1,149
	3種	600	-	12,337	18,576
	計	4,204	-	19,449	20,916
家族	1種	2,180	1,227	5,754	2,448
	2種	23	403	137	792
	3種	406	466	621	2,643
	計	2,609	2,096	6,512	5,883
合計	1種	5,732	1,227	12,263	3,639
	2種	75	403	740	1,941
	3種	1,006	466	12,958	21,219
	計	6,813	2,096	25,961	26,799

※ 1種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数（平均）

令和5年度	令和4年度	伸び率
1,314	1,183	11.07

2. 保険料収納の状況

種別	令和5年度			令和4年度			収納額の伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基礎賦課額	均等割	6,181,578,300	6,179,472,300	99.97	6,226,365,500	6,224,440,800	99.97	▲ 0.72
	所得割	2,572,275,544	2,571,569,666	99.97	2,595,051,184	2,594,478,353	99.98	▲ 0.88
後期高齢者支援金等賦課額	3,199,687,500	3,198,556,600	99.96	2,556,732,000	2,555,919,400	99.97	25.14	
介護納付金賦課額	1,465,917,700	1,465,269,100	99.96	1,222,544,700	1,222,033,800	99.96	19.90	
後期高齢者賦課額	78,230,000	78,210,000	99.97	70,445,000	70,425,000	99.97	11.05	
合計	13,497,689,044	13,493,077,666	99.97	12,671,138,384	12,667,297,353	99.97	6.52	

(注1) 滞納繰越金を含まず。

(注2) 令和5年度保険料免除額 3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者（基礎賦課額16,752,000円、後期高齢者支援金等賦課額44,161,000円、合計60,913,000円）

(2) 免除状況

◆新型コロナウイルス感染症

組合免除 10日以上

種別	免除本人人数	免除家族人数	本人				家族			合計
			所得割	均等割	後期	介護	均等割	後期	介護	
3種	1	0	0	18,000	6,800	0	0	0	0	24,800

◆台風7号(令和5年8月 中国・近畿地方)

種別	免除本人人数	免除家族人数	本人				家族			合計
			所得割	均等割	後期	介護	均等割	後期	介護	
1種	1	0	32,500	8,600	4,300	4,700	0	0	0	50,100

◆令和6年能登半島地震(令和6年1月)

自宅の被災による免除

種別	免除本人人数	免除家族人数	本人				家族			合計
			所得割	均等割	後期	介護	均等割	後期	介護	
1種	14	17	446,500	215,000	111,800	42,300	217,800	141,900	70,500	1,245,800
3種	5	0	0	90,000	43,000	18,800	0	0	0	151,800
合計	19	17	446,500	305,000	154,800	61,100	217,800	141,900	70,500	1,397,600

診療所の被災による免除

種別	免除本人人数	免除家族人数	本人				家族			合計
			所得割	均等割	後期	介護	均等割	後期	介護	
3種	4	1	0	45,000	21,500	23,500	6,000	4,300	0	100,300

3. 国庫支出金の交付状況

項目	令和5年度	令和4年度	伸び率
事務費負担金	49,592,757	48,397,286	2.47
療養給付費補助金	4,134,061,701	4,047,725,260	2.13
後期高齢者支援金補助金	1,488,249,884	1,430,765,948	4.02
介護納付金補助金	558,276,292	605,628,659	▲ 7.82
出産育児一時金等補助金	165,515,000	109,045,000	51.79
高額医療費共同事業補助金	57,340,000	39,773,000	44.17
特別調整補助金	193,335,000	188,014,000	2.83
特定健康診査等補助金	5,808,000	3,904,000	48.77
災害臨時特例補助金	60,000	58,000	3.45
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	39,086,000	128,000	30435.94
合計	6,691,324,634	6,473,439,153	3.37

(注1)記載の無い国庫支出金項目については、令和4年度及び令和5年度共に交付金無し

(注2)令和5年度療養給付費補助金に過年度分135,204,028円を含んでいる

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前まで	8割給付
④前期高齢者(70～74歳)	
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者	8割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	令和5年度	令和4年度	伸び率
4月	704,901,893	685,725,189	2.80
5月	678,518,233	626,051,949	8.38
6月	762,684,616	707,581,540	7.79
7月	741,434,496	725,614,124	2.18
8月	766,719,507	685,349,914	11.87
9月	704,489,452	698,887,492	0.80
10月	698,230,660	708,803,903	▲ 1.49
11月	684,605,646	705,451,983	▲ 2.96
12月	741,953,981	746,414,726	▲ 0.60
1月	687,001,645	703,256,985	▲ 2.31
2月	737,455,690	668,505,083	10.31
3月	790,622,926	819,362,248	▲ 3.51
合計	8,698,618,745	8,481,005,136	2.57
月間平均	724,884,895	706,750,428	2.57

(3) 総医療費の状況

診療月	令和5年度	令和4年度	伸び率
4月	996,065,827	967,374,338	2.97
5月	959,313,276	884,294,290	8.48
6月	1,078,696,904	1,002,975,638	7.55
7月	1,047,409,987	1,028,226,522	1.87
8月	1,085,828,446	970,721,068	11.86
9月	997,243,708	988,763,546	0.86
10月	988,529,099	1,000,734,291	▲ 1.22
11月	968,345,458	996,890,403	▲ 2.86
12月	1,049,294,357	1,054,796,908	▲ 0.52
1月	970,937,859	993,643,011	▲ 2.29
2月	1,040,754,709	944,854,922	10.15
3月	1,119,217,836	1,158,796,205	▲ 3.42
合計	12,301,637,466	11,992,071,142	2.58
月間平均	1,025,136,456	999,339,262	2.58

(4) 歯科給付の給付状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
42,804	390,977,053	40,873	375,993,725	4.72	3.98

(5) 高額療養費の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
8,256	845,414,921	7,681	827,095,029	7.49	2.21

(6) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	347	0	0	-	-

(7) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	1,478	1	2,022	0.00	▲ 26.90

(8) 出産育児一時金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,189	557,488,053	1,123	470,480,636	5.88	18.49

(注) 出産育児一時金等の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
82	17,850,000	89	18,500,000	▲ 7.87	▲ 3.51

(10) 療養費の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,990	89,571,041	22,601	88,009,967	1.72	1.77

(11) 傷病手当金の支給状況

令和5年度 ※1		令和4年度 ※2			
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,715	55,682,774	3,400	111,681,665	▲ 49.56	▲ 50.14

※1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の127件 5,157,274円を含む。

※2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の1,820件 56,875,165円を含む。

(12) 出産手当金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
917	117,375,000	884	111,734,500	3.73	5.05

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	令和5年度	令和4年度	伸び率	
収入	交付金	448,732,000	387,907,000	15.68
	国庫補助金	57,340,000	39,773,000	44.17
	収入合計	506,072,000	427,680,000	18.33
支出	拠出金	431,923,000	394,162,000	9.58
	支出合計	431,923,000	394,162,000	9.58
収支差額	74,149,000	33,518,000	121.22	

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,300,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 1,000 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
26,000,000	63,398	63,398,000	89,398,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75歳未満)

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,822	98,398,679	3,762	103,263,187	1.59	▲ 4.71

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
21,745	65,634,385	22,878	69,089,638	▲ 4.95	▲ 5.00

(4) がん検診事業助成金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
14,640	37,557,994	13,238	36,065,920	10.59	4.14

(5) 歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和5年度 (@1000円)		令和4年度 (@1000円)		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,606	6,215,037	4,473	5,015,891	25.33	23.91

※手数料を含む。

(6) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

令和5年度				令和4年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
33,768	10,899	32.28	100,569,731	33,853	10,291	30.40	92,802,141

② 特定保健指導の実施状況

令和5年度				令和4年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
1,180	7	0.59	1,185,884	937	23	2.45	863,344

(7) 医療費通知の実施状況

年6回（2ヵ月間の診療分ごとに通知）実施。

(8) 後期高齢者の1種組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
244	20,684,000	217	21,016,000	12.44	▲ 1.58

② 死亡見舞金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
65	19,500,000	52	15,600,000	25.00	25.00

③ インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
110	215,230	-	-	-	-

④ 節日健診事業助成金の支給状況

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
55	1,391,495	54	1,729,809	1.85	▲ 19.56

⑤ 歯科健診文書料及び指導料の支給状況（令和5年12月から実施）

令和5年度		令和4年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
14	14,000	-	-	-	-

(9) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況（費用は、全額国庫補助対象）

年2回（令和5年5月、令和5年11月診療分）実施。

(10) メンタルヘルスカウンセリング利用状況（費用は、全額国庫補助対象）

電話41件 面接21件 WEB1件 令和5年度合計 63件

(11) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診受診者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない79名に受診勧奨を行った。

(12) 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置の導入

令和5年11月30日時点で組合に加入する未就学児に対し、一人あたり12,000円の保険料を還付した。

1種組合員		2種組合員		3種組合員		合計	
未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額	未就学児人数	還付金額
1,260	15,120,000	406	4,872,000	484	5,808,000	2,150	25,800,000

7. レセプト点検事業の実施状況

(1) レセプト2次点検（令和4年度点検分）

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,986,400	4,940,670	▲ 2,045,730	6,986,000	4,940,270

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

(2) 高額レセプト点検（令和5年度点検分）

委託料 300万円（費用は、全額国庫補助対象）

再審査申請件数59件 効果額124,220円 連合会対応中件数 18件

8. 広報活動の実施状況

(1) 全国歯科医師国保組合報「組合報」を年2回発行

(2) 2・3種組合員を対象とした広報誌を年2回発行

(3) ホームページ活用の実施

### Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。

そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

### Ⅳ 事務研修会の開催

#### 1. 職員事務研修会

- (1) 日時 令和5年4月14日（金）14時00分～17時00分  
令和5年4月15日（土）9時00分～12時00分
- (2) 場所 全国町村会館

### Ⅴ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

#### 1. コンプライアンス研修会

- (1) 日時 令和5年10月18日（水）13時00分～14時00分
- (2) 場所 東京事務所よりWEB開催
- (3) 研修内容

『国民健康保険組合の性質と個人情報保護』

（講師：弁護士 中西 真也 氏）

#### 2. 健康づくり推進部会

- (1) 日時 令和5年10月18日（水）14時00分～15時00分
- (2) 場所 東京事務所よりWEB開催
- (3) 研修内容

『健康づくりに活用するビッグデータ』

（講師：日本歯科総合研究機構主任研究員 恒石 美登里 氏）

『令和4年度歯科健診結果の説明』

（株式会社日立製作所：大谷 公彦 氏）

### Ⅵ 諸会議の開催状況

#### 1. 組合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第93回通常組合会	令和5年7月23日（日）	トラストシティカンファレンス・丸の内
第94回通常組合会	令和6年3月3日（日）	トラストシティカンファレンス・丸の内

#### 2. 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
臨時理事会	令和5年4月26日（水）	WEB会議
第1回理事会	令和5年6月28日（水）	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第2回理事会	令和5年8月1日（火）	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第3回理事会	令和5年10月25日（水）	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB併用）
第4回理事会	令和5年11月15日（水）	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB併用）
第5回理事会	令和6年2月15日（木）	TKP 東京駅カンファレンスセンター

3. 常務会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回常務会	令和5年6月7日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用)
第2回常務会	令和5年7月12日(水)	開催中止
第3回常務会	令和5年10月25日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第4回常務会	令和5年11月15日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用)
第5回常務会	令和6年2月15日(木)	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第6回常務会	令和6年2月28日(水)	開催中止
第5回理事会	令和6年2月15日(木)	TKP 東京駅カンファレンスセンター

4. 監事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回監事会	令和5年6月14日(水)	東京事務所
第2回監事会	令和6年2月21日(水)	東京事務所

5. 規約・規則等検討委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回規約・規則等検討委員会	令和5年4月19日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回規約・規則等検討委員会	令和5年5月24日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第3回規約・規則等検討委員会	令和5年5月31日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター

6. 職員定年規程等対応委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回職員定年制規定等対応委員会	令和5年4月19日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回職員定年制規定等対応委員会	令和5年5月17日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター
第3回職員定年制規定等対応委員会	令和5年5月31日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター

7. 選挙規則等対応委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回選挙規則等対応委員会	令和5年4月19日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回選挙規則等対応委員会	令和5年5月17日(水)	TKP 東京駅カンファレンスセンター

8. 三役会 (四役会)

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回四役会	令和5年10月11日(水)	東京事務所
第2回四役会	令和5年11月8日(水)	東京事務所
第3回三役会	令和6年1月31日(水)	東京事務所

9. 報酬審議会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回報酬審議会	令和6年2月7日(水)	東京事務所

10. 保険料検討会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回保険料検討会	令和6年3月13日(水)	東京事務所 (WEB 併用)

11. 嘱託職員(定年後再雇用)就業規程検討会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回嘱託職員(定年後再雇用)就業規程等検討会	令和6年3月27日(水)	東京事務所

12. 打合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回議長団打合会	令和5年7月23日(日)	トラストシティカンファレンス・丸の内
打合会	令和6年3月3日(日)	トラストシティカンファレンス・丸の内

13. 事務研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員事務研修会	令和5年4月14日(金)	全国町村会館
職員事務研修会	令和5年4月15日(土)	全国町村会館

14. コンプライアンス・健康づくりに関する研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
コンプライアンス研修会	令和5年10月18日(水)	東京事務所より WEB 配信
健康づくり推進部会	令和5年10月18日(水)	東京事務所より WEB 配信

## Ⅶ 関係団体の会議開催状況

### 1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
国保主管課長(事務局長)会議	令和 5 年 4 月 26 日 (水)	WEB 出席

### 2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	令和 5 年 5 月 26 日 (金)	欠席
特定健診等データ管理システム担当者説明会	令和 5 年 5 月 29 日 (月)	WEB 出席
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	令和 5 年 5 月 30 日 (火)	WEB 出席
レセプト点検担当職員研修会	令和 5 年 7 月 4 日 (火)	欠席
第 1 回保健事業専門研修	令和 5 年 7 月 6 日 (木)	WEB 出席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	令和 4 年 7 月 8 日 (金)	欠席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	令和 4 年 7 月 22 日 (金)	欠席
第 2 回保健事業支援・評価委員会	令和 5 年 8 月 7 日 (月)	欠席
第 3 回保健事業支援・評価委員会	令和 5 年 8 月 28 日 (月)	WEB 出席
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修会	令和 5 年 11 月 1 日 (水)	欠席
第 4 回保健事業支援・評価委員会	令和 5 年 11 月 7 日 (火)	WEB 出席
国保制度改善強化全国大会	令和 5 年 11 月 13 日 (月)	砂防会館
療養費適正化研修会	令和 5 年 11 月 30 日 (木)	WEB 出席
第 5 回保健事業支援・評価委員会	令和 5 年 12 月 5 日 (火)	WEB 出席
特定健診等データ管理システム担当者説明会	令和 6 年 2 月 29 日 (木)	WEB 出席
第 6 回保健事業支援・評価委員会	令和 6 年 3 月 4 日 (月)	WEB 出席

### 3. 全協関係

#### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第 81 回通常総会	令和 5 年 6 月 9 日 (金)	ホテル日航熊本
第 82 回通常総会	令和 6 年 3 月 20 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

#### (2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
関東甲信越支部総会	令和 5 年 5 月 12 日 (金)	宇都宮東武ホテルグランデ
関東甲信越支部事務(局)長研修会	令和 5 年 11 月 20 日 (月)	アルカディア市ヶ谷

#### (3) 研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員研修会	令和 5 年 7 月 10 日 (月)	全国町村会館
第 1 回事務(局)長研修会	令和 5 年 9 月 8 日 (金)	全国町村会館
第 1 回理事長・役員研修会	令和 5 年 9 月 26 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
実行運動本部委員会	令和 5 年 10 月 25 日 (水)	欠席
国民健康保険組合被保険者全国大会	令和 5 年 11 月 14 日 (火)	有楽町朝日ホール
第 1 回システム標準化ワーキンググループ	令和 5 年 11 月 14 日 (火)	全国国民健康保険組合協会
産前産後保険料免除ツール説明会	令和 5 年 11 月 27 日 (月)	全国町村会館
第 2 回事務(局)長研修会	令和 6 年 1 月 15 日 (月)	全国町村会館
第 2 回システム標準化ワーキンググループ	令和 6 年 1 月 16 日 (火)	全国国民健康保険組合協会
第 2 回理事長・役員研修会	令和 6 年 2 月 7 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回システム標準化ワーキンググループ	令和 6 年 3 月 21 日 (木)	全国国民健康保険組合協会

### 4. 全歯連関係

#### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第 1 回通常総会	令和 5 年 7 月 11 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回通常総会	令和 6 年 3 月 5 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

#### (2) 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第 1 回理事会	令和 5 年 5 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回理事会	令和 5 年 7 月 11 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回理事会	令和 5 年 9 月 27 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第 4 回理事会	令和 6 年 1 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

#### (3) 委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第 1 回調査委員会	令和 5 年 9 月 27 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回調査委員会	令和 5 年 10 月 17 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回調査委員会	令和 5 年 12 月 12 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

### 5. その他

会議名	開催日	開催状況及び場所
東海信越地区歯科医師会、同国保組合、全国歯科国保組合合同事務局長会	令和 5 年 6 月 16 日 (金)	三重県歯科医師会館
東海信越地区歯科医師国民健康保険組合連絡協議会	令和 5 年 10 月 21 日 (土)	ホテル国際 21

# 議事

## 第1号議案 令和6年度歳入歳出補正予算(案)の件

小山専務理事より令和6年度歳入歳出補正予算(案)の説明があり、承認された。

### 令和6年度 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位 千円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
5 出産育児交付金	1 出産育児交付金	1 出産育児交付金	—	19,400	19,400			出産育児交付金が令和6年度より交付されることとなった為に補正する。19,400千円
						1 出産育児交付金	19,400	
令和6年度歳入合計			22,773,230	19,400	22,792,630			

※ 5 款出産育児交付金を挿入したため、以降款番号繰り下げる。

(歳出)

(単位 千円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
7 流行初期医療確保拠出金等	1 流行初期医療確保拠出金等	1 流行初期医療確保拠出金	—	2	2		2	流行初期医療確保拠出金等の支出に対応する為の補正。2千円
			—	1	1	19 負担金補助交付金	1	
		2 流行初期医療確保関係事務費拠出金	—	1	1	19 負担金補助交付金	1	
12 予備費	1 予備費	1 予備費	1,381,053	19,398	1,400,451	予備費	1,400,451	歳入に「出産育児交付金」が追加になったことと、歳出に「流行初期医療確保拠出金等」が追加になった為に補正する。19,398千円
令和6年度歳出合計			22,773,230	19,400	22,792,630			

※ 7 款流行初期医療確保拠出金等を挿入したため、以降款番号繰り下げる。

### 全国歯科医師国民健康保険組合 令和6年度 歳入歳出予算書(補正後)

(歳入)

(単位 千円)

(歳出)

(単位 千円)

款	項	予算額
1. 国民健康保険料		13,603,051
	1. 国民健康保険料	13,603,051
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		3,353,797
	1. 国庫負担金	30,506
	2. 国庫補助金	3,323,291
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 出産育児交付金		19,400
	1. 出産育児交付金	19,400
6. 共同事業交付金		298,620
	1. 共同事業交付金	298,620
7. 財産収入		17,686
	1. 財産運用収入	17,686
8. 繰入金		1,500,006
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1,500,000
9. 繰越金		4,000,000
	1. 繰越金	4,000,000
10. 諸収入		67
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	59
	4. 雑入	6
歳入	合計	22,792,630

款	項	予算額
1. 組合会費		19,531
	1. 組合会費	19,531
2. 総務費		805,301
	1. 総務管理費	805,300
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		11,188,590
	1. 療養諸費	9,424,899
	2. 高額療養費	931,309
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	621,762
	5. 葬祭費	21,450
	6. 傷病手当金	62,350
	7. 出産手当金	125,820
4. 後期高齢者支援金等		4,349,282
	1. 後期高齢者支援金等	4,349,282
5. 前期高齢者納付金等		1,508,766
	1. 前期高齢者納付金等	1,508,766
6. 介護納付金		1,964,869
	1. 介護納付金	1,964,869
7. 流行初期医療確保拠出金等		2
	1. 流行初期医療確保拠出金等	2
8. 共同事業拠出金		426,909
	1. 共同事業拠出金	426,907
	2. 共同事業負担金	2
9. 保健事業費		758,525
	1. 特定健康診査等事業費	118,700
	2. 保健事業費	639,825
10. 積立金		345,203
	1. 積立金	345,203
11. 諸支出金		25,201
	1. 償還金及び還付加算金	25,201
12. 予備費		1,400,451
	1. 予備費	1,400,451
歳出	合計	22,792,630

## 第2号議案 令和5年度歳入歳出決算の件

三森常務理事より令和5年度歳入歳出決算の説明があり、承認された。

### 令和5年度全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入決算額	25,756,959,686円	自：令和5年4月1日
歳出決算額	19,884,852,649円	至：令和6年3月31日
差引残高	5,872,107,037円（単年度収支782,698,292円）	



三森常務理事

#### 《歳入》

(単位 千円)

款	予算現額	補正予算額 (再掲)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険料	13,639,570,000	0	13,508,144,629	13,497,787,085	5,294,654	10,357,544	△ 141,782,915
2 使用料及び手数料	1,000	0	27,800	27,800	0	0	26,800
3 国庫支出金	4,324,672,000	0	6,691,324,634	6,691,324,634	0	0	2,366,652,634
4 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	0	△ 2,000
5 共同事業交付金	302,144,000	0	448,732,000	448,732,000	0	0	146,588,000
6 財産収入	17,546,000	0	18,809,051	18,809,051	0	0	1,263,051
7 繰入金	1,518,405,000	0	59,941,940	41,541,940	0	0	△ 1,476,863,060
8 繰越金	3,000,000,000	0	5,047,866,805	5,047,866,805	0	0	2,047,866,805
9 諸収入	62,000	0	10,870,371	10,870,371	0	0	10,808,371
歳入合計	22,802,402,000	0	25,785,717,230	25,756,959,686	5,294,654	10,357,544	2,954,557,686

#### 《歳出》

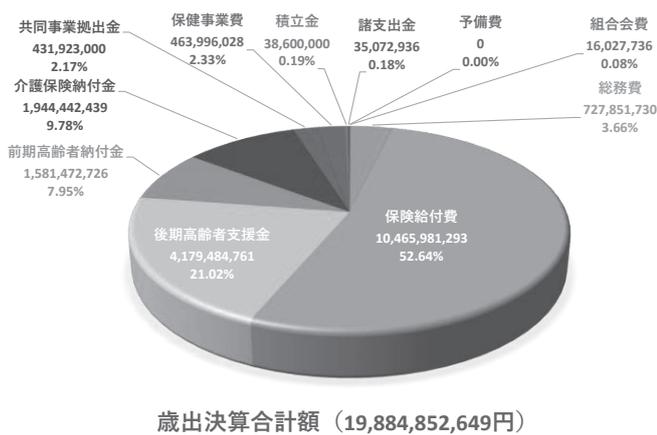
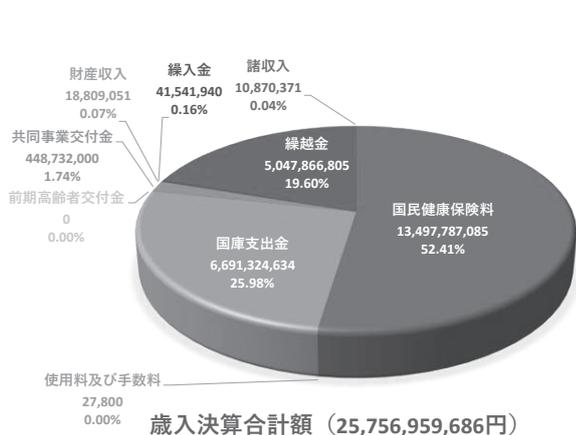
(単位 千円)

款	予算現額	補正予算額 (再掲)	予備費支出及び 流用増減(再掲)	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と支出 済額との比較
1 組合会費	20,670,000	0	0	16,027,736	0	4,642,264
2 総務費	794,170,790	0	61,946,790	727,851,730	0	66,319,060
3 保険給付費	11,197,740,127	0	7,891,127	10,465,981,293	0	731,758,834
4 後期高齢者支援金等	4,223,267,000	0	0	4,179,484,761	0	43,782,239
5 前期高齢者納付金等	1,603,743,000	0	0	1,581,472,726	0	22,270,274
6 介護納付金	1,944,443,000	0	0	1,944,442,439	0	561
7 共同事業拠出金	431,925,000	0	0	431,923,000	0	2,000
8 保健事業費	747,435,000	0	0	463,996,028	0	283,438,972
9 積立金	122,414,000	0	0	38,600,000	0	83,814,000
10 諸支出金	36,872,936	0	9,271,936	35,072,936	0	1,800,000
11 予備費	1,679,721,147	0	△ 79,109,853	0	0	1,679,721,147
歳出合計	22,802,402,000	0	0	19,884,852,649	0	2,917,549,351

#### 《説明》

- 保険料が収入全体の約52.41%を占めています。対前年度は約824,868千円の増。  
(被保険者数は対前年度-0.87%、後期高齢者支援金分、介護納付金分賦課額改定により増加)
- 国庫支出金(補助金)が対前年度約217,885千円の増。  
(療養給付費補助金の過年度分があったのと、出産育児一時金補助金が支給額増額により増加。またその臨時補助金もあった)
- 総務費は、対前年度12.71%伸びた。役員退職慰労金の支払、システム開発費等の支払が増えたため。
- 保険給付費が対前年度2.75%の伸び、約279,871千円増えた。
- 保健事業費が対前年度1.77%の伸び、約8,059千円増えた。  
(特定健康診査等事業費が対前年度8.64%伸びた)

### 令和5年度 歳入歳出決算款別構成割合



## 財産報告

### 財産状況報告 令和5年度末

#### 1. 積立金

科目	金額 (円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	286,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	6,547,164
⑥ 職員退職手当積立金	260,627,081
⑦ 国保事業安定積立金	3,200,000,000
合計	6,846,361,245

#### 2. 固定資産

科目	金額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

#### 3. 什器備品

##### (1) 東京事務所

品目	数量
ウォッシュレット	3
基幹システム用端末機	18
基幹システムルータ機器	1
レーザープリンタ	3
カードプリンタ	1
パソコン	14
タブレット型情報端末	45
統合専用端末	1
WEB会議用カメラ	2
WEB会議用テレビ	2
WEB会議用音響機器	1

##### (2) 支部事務所

品目	数量
レーザープリンタ	20
基幹システム端末機	29
ファクシミリ	2
カードプリンタ	20

## 監査報告



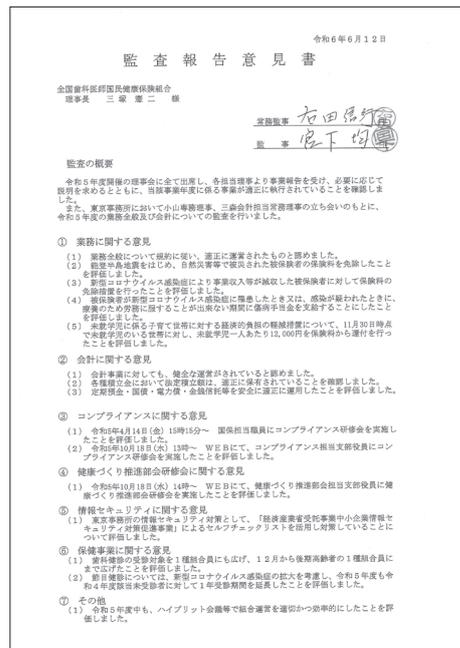
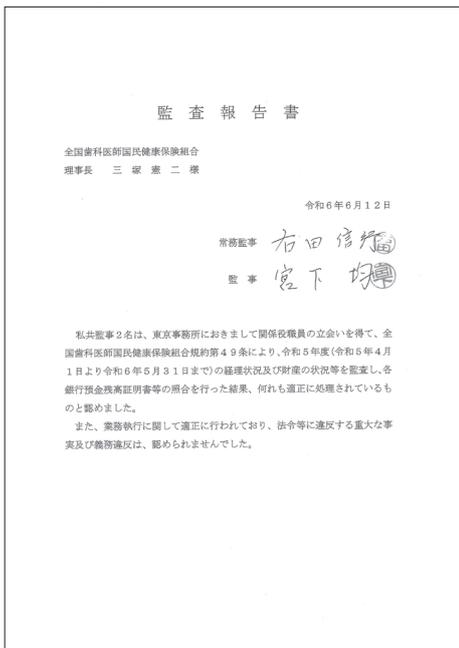
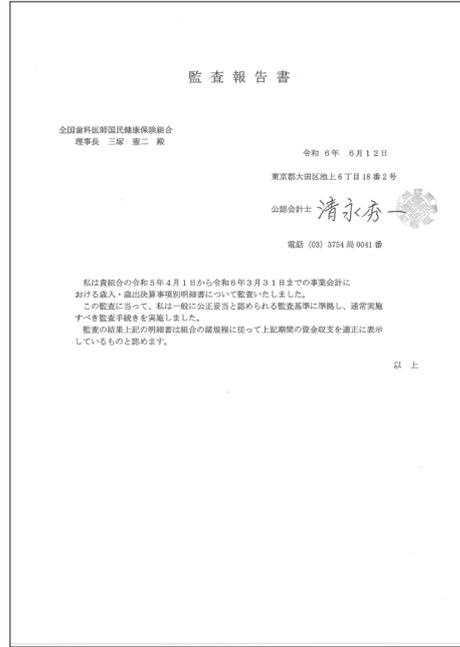
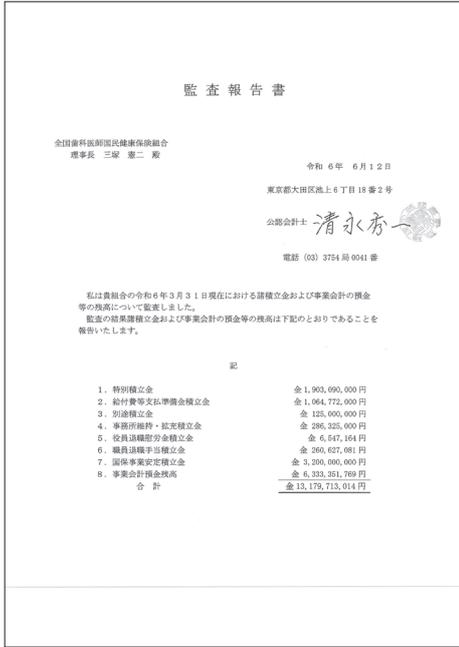
右田常務監事



宮下監事

右田常務監事、宮下監事より、令和6年6月12日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士による歳入歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について、別紙のとおり報告された。

監事会の監査は関係役員の立ち合いの中で、規約第49条により令和5年度の経理状況及び財産の状況を監査し、各銀行残高証明書などを照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令などに違反する重大な事実及び義務違反は認められなかったと報告があった。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。



## 第3号議案 令和5年度決算剰余金の処分の件

三森常務理事より令和5年度決算剰余金の処分の説明があり、承認された。

令和5年度歳入歳出決算額

歳入合計額	25,756,959,686円
歳出合計額	19,884,852,649円
<b>決算剰余金</b>	<b>5,872,107,037円</b>

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和6年度繰越金に繰り入れる額 5,872,107,037円

第4号議案 組合規約の一部改正(案)の件

小山専務理事より地区拡張について説明があり、一部改正することが承認された。

(下線部分が改正部分)

改 正 (案)		現 行	
別 表 1 (規約第4条関係) 略		別 表 1 (規約第4条関係) 略	
別 表 2 (規約第4条関係)		別 表 2 (規約第4条関係)	
北海道	<u>虻田郡倶知安町</u>		
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、 <u>境町、太子町、城里町、笠間市、八千代市、ひたちなか市</u>	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、 <u>境町、太子町、城里町、笠間市、八千代市、ひたちなか市</u>
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、 <u>邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市</u>	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、 <u>邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市</u>
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 <u>松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市</u>	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 <u>松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市</u>
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、 <u>新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市</u>	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区
神奈川県	相模原市、 <u>横浜市</u>	神奈川県	相模原市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、 <u>豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町</u>	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、 <u>豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町</u>
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、 <u>能勢町、富田林市、泉佐野市、貝塚市、和泉市</u>	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、 <u>能勢町、富田林市</u>
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和郡山市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和郡山市
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市

附 則

1. この規約の別表2については認可の日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

(別表2 地区の追加 虻田郡倶知安町、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、横浜市、泉佐野市、貝塚市、和泉市)

## 第5号議案 積立金の処分の件

小山専務理事より理事の辞職に伴う役員退職慰労金を支給するため、役員退職慰労金積立金の一部を処分することについて説明があり、承認された。

役員退職慰労金支給額 200,000円

①支部職員の支部出向解除に伴う、職員退職手当金を支給するため、職員退職手当金積立金の一部を処分することについて承認された。

職員退職手当金支給額 16,272,200円

②第94回通常組合会において令和6年度歳入歳出予算について承認された国保事業安定積立金繰入金に繰入れるため、国保事業安定積立金の一部を処分することについて承認された。

国保事業安定積立金繰入金額 1,500,000,000円

## 事前質問

### 質疑応答の要旨

**Q** 地区拡張の取扱いについて、「国保組合は市町村公営の国保を補完するものであり、地区拡張においては地元市町村国保の運営に支障がないと認めるときでなければ、許可をしてはならない」とされています。地区拡張が認められる要件として厚生労働省は、既得権の保護に該当する場合としており、この既得権の保護に該当する場合とは、既に組合員である者が地区外に転出する場合を指すようです。

これにより、地区外に居住の方を新たに採用した場合、全国歯科医師国保に加入ができず、歯科医院の経営に少なからず影響を与えるのではないかと考えます。

これらの取扱いが改善されることはできないものかお尋ねいたします。



野村議員

(岐阜県支部 野村議員)

**A** 令和4年4月19日開催の全国歯科医師国民健康保険組合連合会主催の国会議員との勉強会において、三塚理事長が副会長として講演した議題「歯科医師国民健康保険組合を取り巻く課題について」のなかで、「地区拡張の取扱い緩和」としてお話しており、国会議員の理解を求めています。

また、毎年度上部団体である全国国民健康保険組合協会主催の「国民健康保険組合 被保険者全国大会」において、国への要望書として「医療保険制度の安定的な発展にその使命を果たしていくためには、被保険者の減少に歯止めをかけ、組合基盤の確立を図ることが必要。そのためには、組合の新設及び地区の拡張の取扱いの緩和」を求めています。

さらに現在、栃木県に府・県境の市町村からの加入について、認めてもらえないか問い合わせをしているところです。全国歯科医師国民健康保険組合としても、今後もさらに国・国会議員へ要望していきたいと考えております。

(小山専務理事)

**Q** 単県歯科医師国保組合では、特定健診項目に追加で貧血検査、心電図、血液に胸部X線視力検査、聴力検査を加えて、労働安全衛生法や事業主検診までカバーした形で、特定健診を併用した個別契約を健診事業者と締結して実施している組合があり、これらが特定健診の受診率向上に寄与していると考えています。事務手続き上の課題もあると推察しますが、個別契約の締結を前向きにご検討いただけないかお尋ねいたします。

(岐阜県支部 野村議員)

**A** 個別契約は認められております。特定健診項目以外の事業主健診項目等については、実施機関とすでに個別契約をして併用実施している支部もございます。なお、全国歯が現在契約している実施機関外の実施機関に対しては個別契約が必要となりますので本部にご連絡ください。

(春日副理事長)

## 当日質問

### 質疑応答の要旨

**Q** 所得割保険料の賦課基準について、今は診療報酬いわゆる保険収入のみが基準になっていますが、1種組合員の不公平感が否めず、やはり総所得に賦課すべきではないかという考えを持っております。ですが現状では、デジタルによる収入の把握は困難であるために診療報酬のみによる所得の算定を維持という説明がありました。またマイナンバーによる課税標準額の把握が今後の課題とおっしゃっていましたが、マイナンバーによる今後の見通しにつきまして、基幹システムの状況などの見解を教えてくださいました。

(山梨県支部 安富議員)



安富議員

**A** 現状、マイナンバーを用いて保険料を算定している歯科医師国保組合は2組合ほどあるようです。正確な保険料の賦課になることは承知しており、当然その方向で基幹システムのバージョンアップができるように考えています。

しかし、マイナンバーを用いて保険料を算定していく場合、所得割に関しては歯科医療所得のみが対象だったものが、市町村国保のように家族を含めた全ての被保険者の所得が対象となるのか、協会けんぽのような事業主負担の在り方はどうするのか、そのバランスなど今後の検討課題と考えています。

(三森常務理事)

# 報告事項

## 1. 保険料検討会に係る理事会承認事項について

### 【令和7年度からの保険料賦課について】

#### 保険料の算定方式について

年度毎に保険料賦課額の設定に苦慮することの無いように『保険料算定方法の基準』を設け、持続可能な安定した組合運営を図っていく。

#### 〈保険料算定基準〉

- (1) 徴収保険料の75%は均等割、25%を所得割と定める

『基礎賦課額ばかりでなく後期高齢者支援金、介護納付金、全てに基準を準用し、事業主としての負担を明確にする』

- (2) 均等割(75%)について各組合員の徴収比率

1種本人：1      2種本人：1.5      3種本人：1

1種家族：0.7      2種家族：0.7      3種家族：0.7

とし、基礎賦課額、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれの必要額から保険料を算出する。

- (3) 所得割(25%)について保険料の上限額を1億円とする。

基礎賦課額、後期高齢者支援金、介護納付金の所得割算定に必要な上限額を1億円に定め、それを元に算定したそれぞれの保険料率を年度毎に定める。

#### 〈保険料の賦課方法（条件）について〉

- (1) 個人事業主で分院がある場合の所得割の賦課方法について

医療法人と同様に医療機関ごとに所得割を賦課

- (2) 法人医療機関の所得割の賦課方法について（令和7年4月1日より規約施行規則を改正予定）

個人事業主と同様に、診療報酬に保険料の料率をかけて所得割を賦課

- (3) 矯正標榜者の判定方法について

地方厚生局の診療科目に矯正を標榜しているものとする。

- (4) 所得割変更申請の締め切りについて

現行：6月末日 → 改正後：7月末日

## 2. 嘱託職員（定年後再雇用）就業規程検討会に係る理事会承認事項について

- (1) 嘱託職員（定年後再雇用）就業規程の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

- (2) 職員定年制規程の廃止（令和6年度第2回理事会承認）

- (3) 事務局職制規程の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

- (4) 職員就業規則の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

- (5) 職員給与規程の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

## 3. 役員報酬に係る理事会承認事項について

- (1) 役員報酬・役員退職慰労金の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

- (2) 役員執務手当規程（新設）（令和6年度第2回理事会承認）

- (3) 旅費規程の一部改正（令和6年度第2回理事会承認）

## 4. 規則・規程・要綱等の一部改正について

- (1) 支部運営費等交付基準について（令和6年度第1回理事会承認）

## 5. 第94回通常組合会の議決に係る認可について

## 6. 国庫補助率の状況について

## 7. 被保険者証廃止後の対応について

8. 令和6年度（2024年度） 諸会議開催日程について

令和6年度 会議予定表

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所・開催方法
2024年 (令和6年)	4月	19日(金)	職員事務研修会 1日目	14:00	全国町村会館
		~20日(土)	2日目	9:00	
	5月	15日(水)	第1回常務会	11:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用)
			第1回理事会	13:00	
	6月	12日(水)	第1回監事会	13:00	東京事務所
		26日(水)	第2回常務会	11:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター (WEB 併用)
	第2回理事会		13:00		
	7月	17日(水)	第3回常務会	13:00	WEB 会議 (事前質問)
		28日(日)	第1回議長団打合せ	12:00	トラストシティカンファレンス・丸の内
			第95回通常組合会	13:10	
	31日(水)	第4回常務会	12:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 1階 (WEB 併用)	
	10月	9日(水)	第5回常務会	13:00	WEB 会議
		16日(水)	コンプライアンス研修会	13:00	WEB 研修会(東京事務所)
			健康づくり推進部会	14:15	
23日(水)	第3回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 11階 (WEB 併用)		
11月	6日(水)	第6回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 1階 (WEB 併用)	
	20日(水)	第4回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 11階 (WEB 併用)	
2025年 (令和7年)	2月	5日(水)	第7回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 1階
		19日(水)	第5回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター 11階
	3月	5日(水)	第2回監事会	13:00	東京事務所
		12日(水)	第8回常務会	13:00	WEB 会議 (事前質問)
		16日(日)	第2回議長団打合せ	12:00	トラストシティカンファレンス・丸の内
第96回通常組合会	13:00				

※上記の日程に変更が生じることがあります

9. 和歌山県歯科医師国民健康保険 組合の合併について

## 役員紹介



歯の四方山ばなし

副理事長 春日 司郎

太古の地球が海だった頃、水中の生物が陸にあがり捕食の道具が必要となり鱗が進化して歯となった。人は2生歯、ネズミは常生歯、サメは多生歯

中国の「禮記」には、歯は生命であり、人が相集い集団を作るに似て1本の歯が脱落しても、それは仲間を失い弱体化する。歯の抜ける事は生命を縮める事であると書かれている。滝澤馬琴の「玄同放言」に「歯は葉である」と記載されている。歯は垣根の様に互いに寄り合っている、歯が脱落するのは秋に葉が落ちるのに似ている。ただ松の様に霜に耐えて葉の落ちないものもある。人もこれに似て老年になっても歯がしっかりしている人は長生き出来る。それで歯を齢とし歯と生命を関連づけている。

中年を過ぎると老眼になり、歯にガタが来ると何となく自信が無くなり、加えて耳も遠くなると、尚更老いを感じる。「これ実感」



副理事長 阿部 義和

趣味がない事が趣味と言って来た私が悶々として探し映画鑑賞とする事にしました。とはいっても近頃の映画は殆ど理解できません。古い邦画の小津安二郎、黒澤明、成瀬巳喜男、木下恵介、市川崑氏が監督した映画は、何度見ても飽きないですね。近頃のウクライナ侵攻やガザ侵攻、北朝鮮のミサイル発射や核開発、中国の南北シナ海への軍事的圧力などの国際状況の中では、木下恵介の『二十四の瞳』や市川崑の『ビルマの豎琴』などの映画を今一度ゆっくり鑑賞したい。

あ、そう言えば他にドライブがありましたね。知らない山道を走りたい。3級国道や4級国道でも特に酷道ドライブ。道は狭く、行き止まりになるかもといった先行きが不安になる酷道、そんなところを走るのが好きです。こんなことが趣味のない私の趣味です。

本年度から副理事長としての要職を拝命いたしました。国保組合を取り巻く厳しい状況の中で三塚理事長をしっかり補佐して参る所存です。宜しくお願い致します。



副理事長 森 秀司

昨年から副理事長に就任しました、徳島県の森です。昭和49年に、大阪歯科大学を卒業し、昭和52年に開業しました。

平成3年から平成21年まで、徳島県歯科医師会理事、常務理事、副会長を務め、平成27年から令和2年まで徳島県歯科医師会会長を務めました。また、平成30年から3年間公安委員、令和2年から公安委員長を1年間務めました。

趣味は、ゴルフと読書です。ゴルフは、30年前はハンディキャップ10でした。今はハンディキャップ20になったのに、練習しないでいいスコアを出そうとしています。しかし、100叩の刑にあい、一緒にラウンドした友人から喜ばれています。読書は、ライトノベルを読んでいます。出張の際は、3冊は持って行きます。ライトノベルは、気楽に読めていいのですが、表紙の絵が恥ずかしく、外ではブックカバー無しでは読めないのが欠点ですね。

私は、方向音痴がひどく、会議の度に迷子になって心配をかけています。方向音痴の対策があれば、教えてください。

全国歯科医師国保組合も、色々と変革していかなければいけない時がきています。副理事長として、皆様の色んな意見をきかせていただき、全国歯科医師国保組合が変わっていくお手伝いのできたらと思っています。よろしく願いいたします。



専務理事 小山 茂幸

49.5cm、3520g ととても大きな子です。この子が私の初孫です。

長男が周産期のトラブルから脳性麻痺となり、その後次男、長女の出産にはいつもドキドキでした。

ましてや孫となると思いも相当なものです。その上おなかの中で十分育ち、4000g 超えるかもと言われると気が気でなく、出てくるまで、ああしろこうしろと言いたいけど、かといってそばで暮らしているわけでもなく何もできない苛立たしさを覚えていました。

そして予定日に、みごと帝王切開で生まれてきました。かわいいと言うよりも安堵が先でした。指をちゅぱちゅぱと吸っている動画を見ると嬉しさ100倍でした。

退院して、妻と見に行くと、何と妻は赤いしゃもじとスライリー(カープのキャラクター)のぬいぐるみをそばに置いていました。実はわたくし以外家族は大のカープファンなのです。してやられました。そんなことでへこたれる私ではありません。ジャイアンツセットを東京ドームの売店で買い占めて、持っていきました。きっとジャイアンツファンになってくれることを願って！

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。  
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご利用ください。

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 未就学児 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
  - ・現役並み所得者 7割
  - ・一般所得者 8割

### 歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

### 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者の方が現在お持ちの「被保険者証兼高齢受給者証」は、8月に更新されます。

証に印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和6年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

### 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

#### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

### ★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数カ月を要します。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

## ★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはありませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

### ■ 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

## ★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

### ■ 保険適用とならない受診内容

以下の場合、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

## 高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数カ月を要します。予めご了承ください。

### ● 申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書

適用区分	所得条件	限度額
ア	旧ただし所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ≪多数該当：140,100円≫
イ	旧ただし所得 600万円 ～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ≪多数該当：93,000円≫
ウ	旧ただし所得 210万円 ～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ≪多数該当：44,400円≫
エ	旧ただし所得 210万円以下	57,600円 ≪多数該当：44,400円≫
オ	住民税非課税	35,400円 ≪多数該当：24,600円≫

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

### 【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

### 【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。

## その他の保険給付の支給申請

### 傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 1,500円
- 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

### 出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の子の死産・流産を含む）した場合に、支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 500,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- 直接支払制度に関する合意書の写し

### 出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度）

【支給額】1日につき 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。

### 葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円
- 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者の1種組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 亡くなった事実を証明する書類

### 移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

### インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者及び後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき6,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

### 新型コロナウイルス予防接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

生後6か月以上の被保険者及び後期高齢者の1種組合員

**【支給額】**

年度ごと1名につき1回の接種に対し5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

- ◎実施期間内に複数の接種を受けた場合でも、1回の接種にのみ申請可能とする。
- ◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

**【実施期間】**

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

**【申請期限】**

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
- 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書
- 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

**節目健診のご案内**

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

**【対象者】**

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

**【支給額】**

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

**【申請期限】**

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

**がん検診のご案内**

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

**【がん検診の種類】** それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

**【実施期間】**

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

**【申請期限】**

令和7年3月31日までに支部事務所必着

- 申請手続きに必要な書類●
  - がん検診補助金支給申請書
  - 対象となる検診の領収書
- ※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

**特定健診・特定保健指導を受けましょう**

40～74歳の被保険者を対象

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

**◆特定健診◆**

**8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円をプレゼント！**

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

費用は無料

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査

医師の判断 による 追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

- 受診券（特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券）
  - 国民健康保険被保険者証
  - 質問票（医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。）
- 40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。
- ◎受診券を紛失された方は再交付をしますの  
で、各支部事務所までご連絡ください。

特定保健指導

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。（特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。）

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか1つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード1,000円をプレゼント！

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

（医療機関の場合）

- 特定保健指導利用券
- 国民健康保険被保険者証

事業主（1種組合員）の皆様へ

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、40歳未満の従業員の定期健康診断等の結果データの提供をお願いします。

マイナポータルで健診結果を閲覧可能にするため保険者が健診結果の提供依頼をすることが可能となりました。

歯科健診のご案内

◆事業主（1種組合員）の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。1種組合員、後期高齢者の1種組合員も含めた被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）、（1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

【受診期間】

令和6年4月1日～令和7年2月末日

【実施場所】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員の家族は自家の診療所
- ◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員、後期高齢者の1種組合員の診療所

**【支給額】**

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。(実施期間内1度限り)

**【申請期限】**

令和7年3月31日までに支部事務所必着

**●申請手続きに必要な書類●**

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙(組合提出用)

※1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙のみ必要となります。

**禁煙対策事業(禁煙支援プログラム)のご案内**

申込者先着50名の方を対象に、オンライン診療と禁煙補助薬を送付して、禁煙・卒煙希望者の支援を実施します。

詳しくは全国歯のホームページに掲載します。

URL:<https://bit.ly/3xYwRin>

**ジェネリックお願いカードについて**

診療を受けるときに医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいこともあると思います。そんな時は「ジェネリック医薬品お願いカード」および「問診票」を窓口に出して、あなたの意志を伝えてください。

当組合のHPから「ジェネリック医薬品お願いカード」の印刷ができます。

**ジェネリック医薬品差額通知について**

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

**医療費通知について**

年に6回、医療費通知を送付しております。医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらご連絡ください。

**【送付時期について】**

送付月	記載内容
令和6年 6月	令和6年 1～2月受診分
令和6年 8月	令和6年 3～4月受診分
令和6年 10月	令和6年 5～6月受診分
令和6年 12月	令和6年 7～8月受診分
令和7年 2月	令和6年 9～11月受診分
令和7年 4月	令和6年 12月受診分

なお、再発行はできませんので大切に保管してください。

**仕事のストレス・人間関係の悩みについて  
カウンセラーに相談してみよう**

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

**◆電話カウンセリング◆**

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

**プライバシー厳守****専用ダイヤル：0120-926-189(無料)****◆面接カウンセリング◆**

- ・年度内1人5回まで無料。
  - ・面接は1回50分程度(目安)。
- (6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。)

**◆Webカウンセリング◆**

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。
- メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

## メンタルヘルスをeラーニングコンテンツを視聴

メンタルヘルスを中心とした動画によるeラーニングコンテンツを利用できます。全国歯科医師国保のホームページからヘルスフルチャンネルにアクセスして下さい。パスワードは「926189」です。

動画テーマ：メンタルヘルス、がん予防、運動、食生活、メタボ対策、感染症対策、職場環境、禁煙など

## 健康管理アプリ「カロミル」

カロミルとは、写真を撮るだけで簡単に記録できる健康アプリです。食事はもちろん、体重や血圧、血糖値も写真を撮って自動で記録できます。

QRコードからダウンロードしてご利用ください。



## 後期高齢者の1種組合員 保健事業のお知らせ

### 傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

### 死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

## 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員
  - (2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者
- ※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して) 30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和7年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

### ◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

[支部事務所連絡先]

栃木県支部	028-648-0472
山梨県支部	055-252-6481
青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110
富山県支部	076-432-9666
滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495
岡山県支部	086-224-7777
山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757
鳥取県支部	0857-23-2621
香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977
高知県支部	088-823-7369
新潟県支部	025-250-7755
岩手県支部	019-623-1571
石川県支部	076-251-1011
長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108
沖縄県支部	098-889-2288

## 届出が必要なのは、こんなとき

各支部事務所にて承ります。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

### ◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

### ◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

### ◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

### ◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書  
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

### ◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

### ◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証  
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書※

### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条）
- 在学証明書の写し

### ◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届（国民健康保険法第116条の2）
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

### ◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

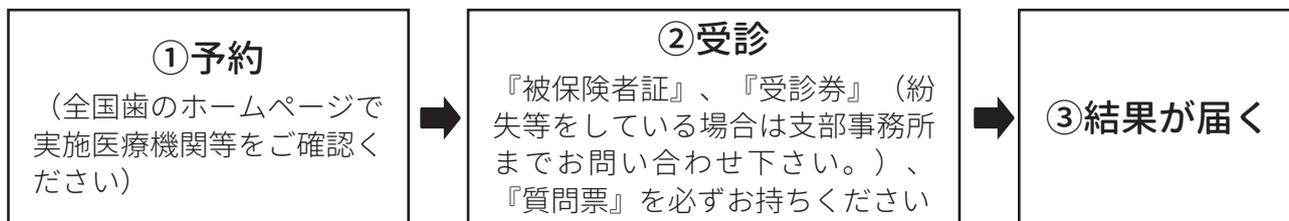
日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

## 特定健康診査を受診された方に 1,000円分のQUOカードを進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

### 【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）

当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

### 事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈！

1種組合員（事業主）様へ事業者健診（※）結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード（**2,000円分**）を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

#### 【対象者】

当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せず**に事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

#### 【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）本紙中の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

#### 【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診

検索

## 特定保健指導ご利用案内

WEB利用も  
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

### 【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

### 【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

#### ① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

#### ② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

#### ③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

#### ④ 初回面接を受けましょう

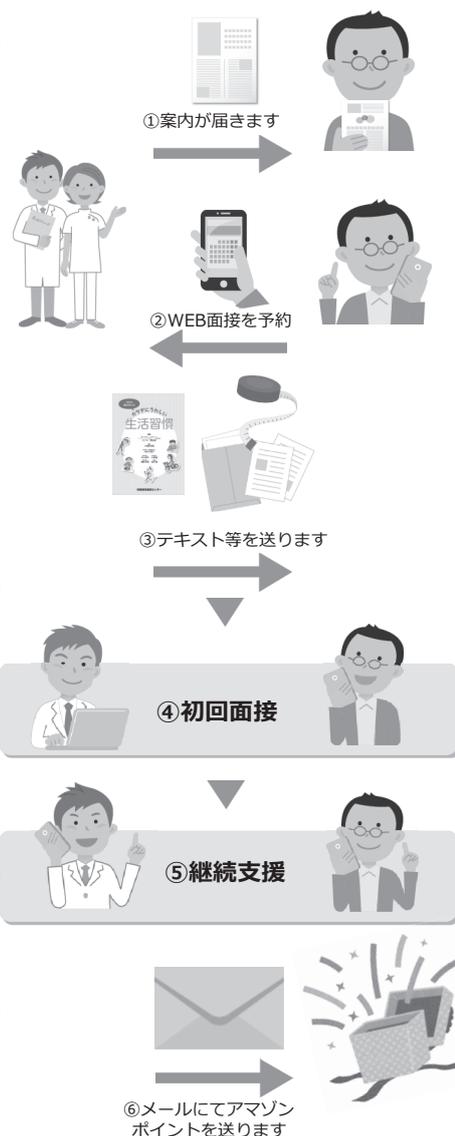
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

#### ⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

#### ⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



# 質 問 票

保険者番号	0 0 0 9 3 0 1 3	保険者名	全国歯科医師国民健康保険組合			
受診者の被保険者証記号・番号		受診者氏名(フリガナ)		生年月日	性別	年齢
全歯		フリガナ		年 月 日	男 女	歳
				西暦	<input type="checkbox"/>	

質問項目		回 答	
		①はい	②いいえ
1-3 現在、aからcの薬の使用の有無※①			
1	a. 血圧を下げる薬	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析等）を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている）	① <input type="checkbox"/> はい（条件1と条件2両方満たす） ② <input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが、最近1ヵ月間は吸っていない（条件2のみ）	③ <input type="checkbox"/> いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① <input type="checkbox"/> 何でもかんで食べることができる ② <input type="checkbox"/> 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ <input type="checkbox"/> ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	① <input type="checkbox"/> 速い      ② <input type="checkbox"/> 普通      ③ <input type="checkbox"/> 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① <input type="checkbox"/> 毎日      ② <input type="checkbox"/> 時々 ③ <input type="checkbox"/> ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）を飲む頻度 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を接種していない者）	① <input type="checkbox"/> 毎日      ② <input type="checkbox"/> 週5～6日      ③ <input type="checkbox"/> 週3～4日 ④ <input type="checkbox"/> 週1～2日      ⑤ <input type="checkbox"/> 月に1～3日      ⑥ <input type="checkbox"/> 月に1日未満 ⑦ <input type="checkbox"/> やめた      ⑧ <input type="checkbox"/> 飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・約500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、 ウィスキー（同43度・約60ml）、ワイン（同14度・約180ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① <input type="checkbox"/> 1合未満      ② <input type="checkbox"/> 1～2合未満 ③ <input type="checkbox"/> 2～3合未満      ④ <input type="checkbox"/> 3～5合未満 ⑤ <input type="checkbox"/> 5合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① <input type="checkbox"/> 改善するつもりはない ② <input type="checkbox"/> 改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③ <input type="checkbox"/> 近いうちに改善するつもりであり、少しずつ始めている（概ね1ヶ月以内） ④ <input type="checkbox"/> 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤ <input type="checkbox"/> 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の全国歯の被保険者の方が対象です。  
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方			■	■	■	■

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
(例)				■	■	■	■

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎとなった保険料は事業主を通して還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 全国歯科医師国民健康保険組合の産前産後の保険料軽減措置届出書 (HPよりダウンロード可能)
- ② 母子健康手帳など  
※出産前の申請の場合: 「分娩予定証明書」または「妊娠証明書」のコピー等  
※出産後の申請の場合: 「母子手帳の出生届出済証明」または「出生届受理証明書」のコピー等
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠のどちらかを確認することができる書類 (母子手帳の表紙のコピー人数分)

## 届出先

全国歯科医師国民健康保険組合 支部事務所

# 医療保険のデータベースに登録されている個人番号 (マイナンバー) のお知らせの送付について

## 送付目的

すべての被保険者の方が安心してマイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただくことを目的として、全国歯が把握している被保険者の個人番号（下4桁）をお知らせ。

## 送付時期

令和6年10月下旬

## 送付先

全国歯に登録されている組合員の住民票の住所

## 送付方法

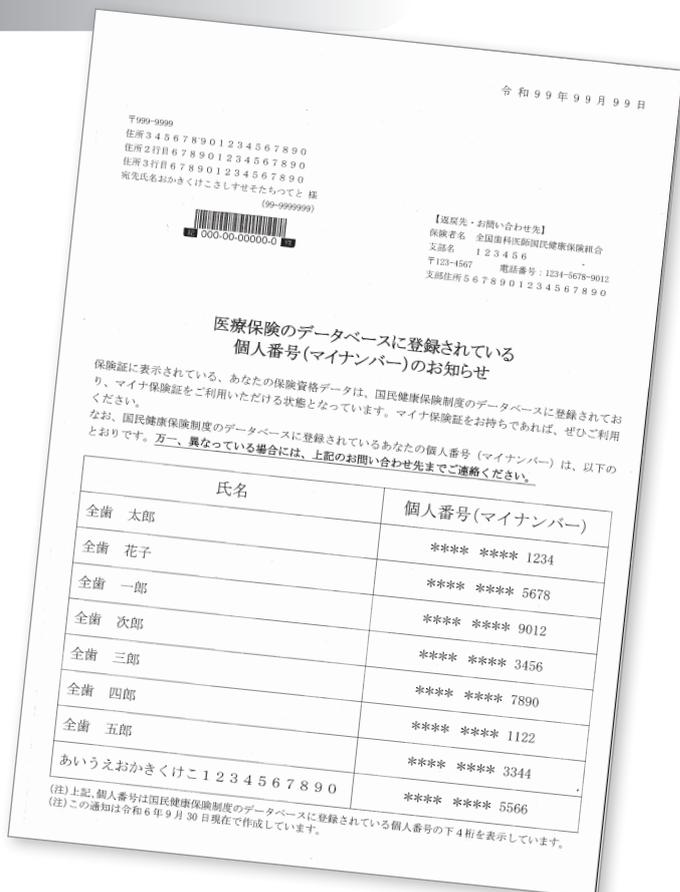
特定記録郵便

## 送付対象者

令和6年9月30日現在、全国歯の被保険者でマイナンバー登録のある方

## お知らせの内容

全国歯に加入されている「氏名」「マイナンバー（下4桁）」が記載されています。万一、お知らせの内容に相違がある場合は支部事務所までお問い合わせください。



## 被保険者証の廃止について

**お持ちの被保険者証は令和7年7月31日までお使いいただけます。**

- 被保険者証は令和6年12月2日に廃止されますが、お持ちの被保険者証は令和7年7月31日までご利用いただけます。

ただし、12月2日以降に被保険者証を紛失された場合は再発行はできません。申請により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行します。

### 令和6年12月2日より新規に全国歯の資格を取得された方

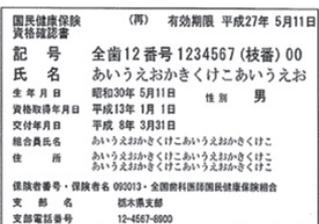
- 国から示されたマイナンバーカードと被保険者証の一本化（マイナ保険証）の方針に基づき、従来の被保険者証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。令和6年12月2日より新規に全国歯の資格を取得された方には、マイナ保険証の保有の有無により、（1）または（2）を発行します。

#### （1）マイナ保険証を保有している方

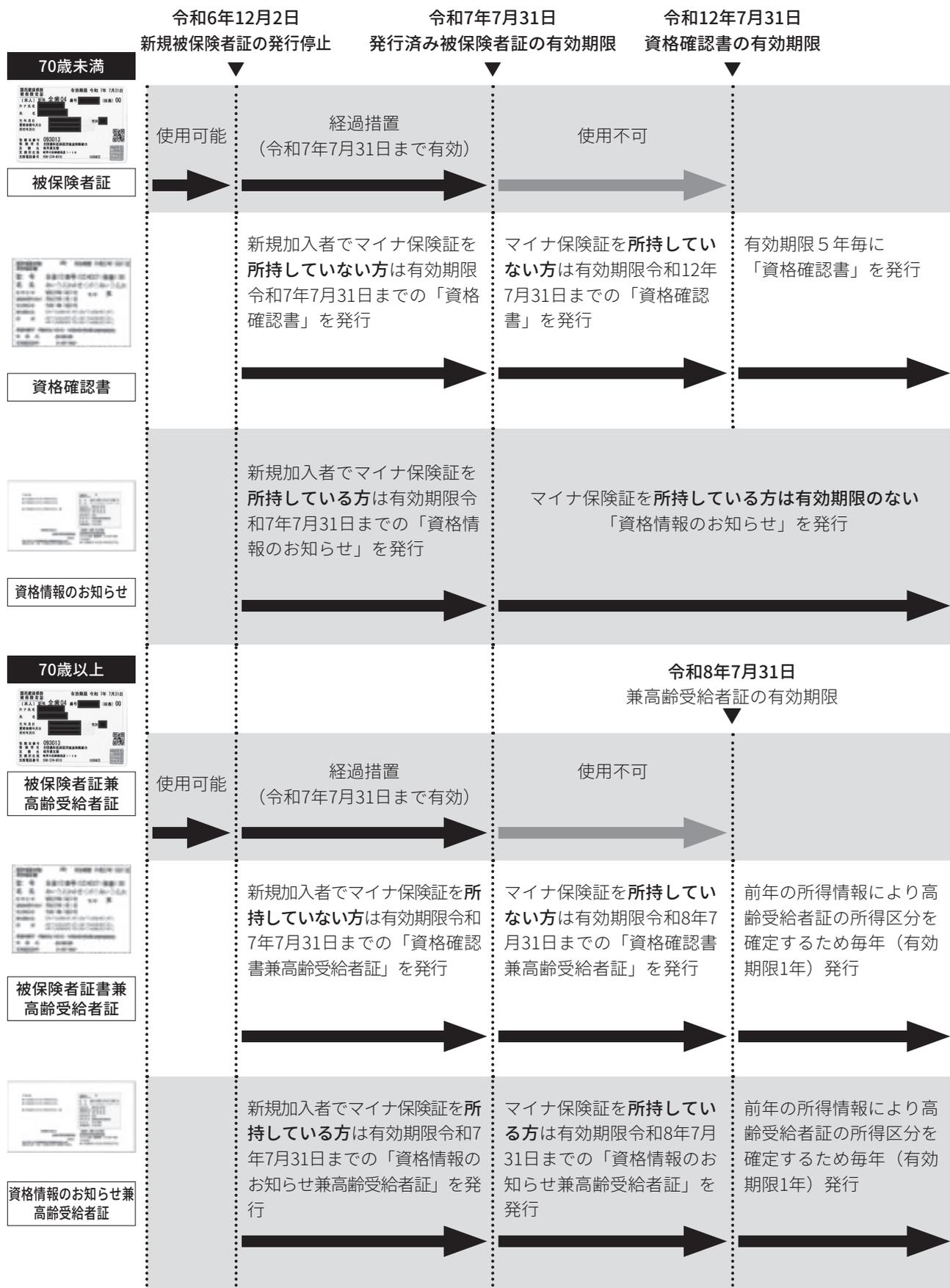
- 医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを持参すると、被保険者証として利用いただけます。限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- マイナ保険証の保有者が、令和6年12月2日以降に新規に資格を取得された場合には「資格情報のお知らせ(70歳未満)」「資格情報のお知らせ兼高齢受給者証(70歳以上)」が交付されます。オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で、マイナ保険証と一体で携帯することで受診が可能です。

#### （2）マイナ保険証を保有していない方

- 令和6年12月2日以降に新規に資格を取得された場合にはマイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書（70歳未満)」「資格確認書兼高齢受給者証（70歳以上)」が交付されます。

受診先	マイナンバーカードあり		マイナンバーカードなし
	マイナ保険証あり (被保険者証と紐付けあり)	マイナ保険証なし (被保険者証と紐付けなし)	
医療機関	マイナンバーカード 		資格確認書 
オンライン確認義務化対象外医療機関 (柔整等)	マイナンバーカード 資格情報のお知らせ 		

## 被保険者証の廃止について 今後のスケジュール



⚠️ご注意ください！

(令和6年6月時点)

# 今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

とっても  
カンタン！

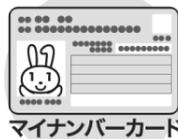
## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！



2

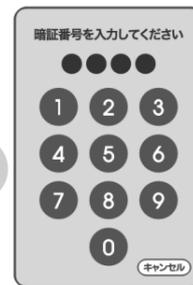
### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報  
を当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを  
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)、節約でき、自己負担も低くなります。

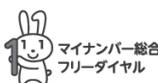
② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



マイナンバー  
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分  
土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5  
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818  
発行人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ  
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください！

組合員専用ページのパスワード「648077」

組合報 No95 2024年10月号